

○ 別紙「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 3」(平成 30 年 5 月 23 日)の訂正について

(変更点は下線部)

| NO. | 該当箇所 | 訂正後 | 訂正前 |
|-----|---------|---|---|
| 1 | P 1 問 3 | <p>当該減算については、(仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても)、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月以降の減算割合については、<u>上記減算割合(所定単位数 × 50/100)適用までの期間は、(所定単位数 × 70/100)の減算割合を適用する。</u></p> | <p>当該減算については、(仮に平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていたとしても)、平成 30 年 4 月を起点として、適用することとする。具体的には、以下のとおりである。</p> <p>『サービス提供職員欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>『サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 8 月から適用することとする。</p> <p>『個別支援計画未作成減算』(所定単位数 × 50/100 の適用について) 平成 30 年 1 月から当該減算の適用を受けている場合、平成 30 年 6 月から適用することとする。</p> <p>なお、平成 30 年 3 月以前から当該減算が適用されていた事業所に係る同年 4 月 <u>及び 5 月の減算割合については、改正前と同様の割合を適用する。</u></p> |